

# 企画競争説明書

業務名称：モンゴル国農牧業バリューチェーンマスタープラン  
プロジェクト

案件番号：19a00793

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2019年12月11日  
独立行政法人国際協力機構  
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2019年12月11日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：モンゴル農牧業バリューチェーンマスタープランプロジェクト
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり
- (3) 適用される契約約款難型：
  - ( ) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款  
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
  - (○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款  
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2020年2月 ～ 2023年2月  
以下の4つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」も参照してください。
  - 第Ⅰ期：2020年2月 ～ 2022年2月
  - 第Ⅱ期：2022年2月 ～ 2023年2月なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。

### 4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部契約第一課、佐藤 [Sato.Kazuaki@jica.go.jp](mailto:Sato.Kazuaki@jica.go.jp)

注）書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

#### 1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

#### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

### (3) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

### (4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

### (5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 説明書に対する質問

### (1) 質問提出期限：2020年12月18日 12時

- (2) 提出先・場所：上記4. 窓口  
注1) 原則、電子メールによる送付としてください。  
注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りして  
います。
- (3) 回答方法：2020年12月23日までに当機構ホームページ上に行います。  
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2020年1月10日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参  
注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。  
注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。
- (3) 提出先・場所：上記4. 窓口
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部  
見積書 正1部 写 1部
- (5) プロポーザルの無効  
次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
  - 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
  - 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
  - 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重な  
って同一の業務従事者の配置が計画されているとき
  - 5) 虚偽の内容が記載されているとき
  - 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき
- (6) 見積書  
本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封し  
て、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「**コンサルタント  
等契約における経理処理ガイドライン**」を参照してください。  
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)
- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想  
定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
  - 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
    - a) 旅費（航空賃）
    - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
    - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
    - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
    - e) その他（以下に記載の経費）  
モンゴル国内での物産展および商談会等ビジネスマッチング開催費（現地再委託経  
費）
  - 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
    - a) 技術研修費（国内事業費）： 500千円（プロジェクトスタッフ同行金額として）
    - b) 第三国研修費： 4,000千円
  - 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
    - a) 現地通貨=0.041790円
    - b) US\$ 1=109.485000円
    - c) EUR 1=120.522000円

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「**プロポーザル評価配点表**」に示す評価項目及びその配点

に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／制度開発
- b) 農業開発
- c) 畜産開発

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約33M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

**最低見積価格との差 (%) に応じた価格点**

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

### (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2020年1月31日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

- 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

- (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当

する場合には、同基準第 13 章第 7 節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 1 1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

### (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1 2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式 5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件

業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

### 1.3 その他留意事項

#### (1) 配布・閲覧資料

当機構が配布・閲覧する資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

#### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

#### (4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### (6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

##### 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

##### 2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：農業分野マスタープラン策定業務。なお、農業分野におけるバリューチェーンに関する各種業務経験を有することが望ましい。

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他（マスタープランのコンセプトアイデアなど）

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「**業務管理グループ制度と若手育成加点**」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／制度開発
- 農業開発
- 畜産開発

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

##### 【業務主任者／制度開発】

- a) 類似業務経験の分野：農業分野マスタープラン策定業務
- b) 対象国又は同類似地域：モンゴル国及び全途上国
- c) 語学能力：英語 語学評価行う
- d) 業務主任者等としての経験

##### 【業務従事者：農業開発】

- a) 類似業務経験の分野：園芸作物の生産、流通、および製造加工等に係る調査業務
- b) 対象国又は同類似地域：モンゴル国及び全途上国
- c) 語学能力：英語 語学評価行う

##### 【業務従事者：畜産開発】

- a) 類似業務経験の分野：畜産物の生産、流通、および製造加工等に係る調査業務
- b) 対象国又は同類似地域：モンゴル国及び全途上国

c) 語学能力：英語 語学評価行う

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	( 10 )	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	( 40 )	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	( 50 )	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	( 26 )	
	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／制度開発</u>	( 21 )	( 8 )
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力：	( )	( 8 )
ア) 類似業務の経験	—	3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	1
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	( 5 )	( 10 )
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ) 業務管理体制	—	5
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：<u>畜産開発</u></b>	( 12 )	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	1	
エ) その他学位、資格等	3	
<b>(3) 業務従事者の経験・能力：<u>農業開発</u></b>	( 12 )	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	1	
エ) その他学位、資格等	3	

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期： 1月17日（金） 14：00～16：00  
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施場所：当機構本部（麹町）           (未定)          会議室
3. 実施方法：
  - (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - (2) プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
  - (3) 海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。
    - a) 電話会議  
通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
    - b) Skype等のインターネット環境を使用する会議  
競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注) 当機構在外事務所の JICA-Net の使用は認めません。

以 上

## 第3 特記仕様書案

### 1. プロジェクトの背景

モンゴルの農牧業は、鉱業に次いでGDPの約10.7%（2017年）を占め、労働人口の約3割が従事する同国の基幹産業である。また、製造業においては、食品と繊維加工の2部門が製造業全体の売上総額の約22%（2017年）を占めている。昨今、鉱物価格下落の影響を受け、国の経済成長率が鈍化する中、農牧業は同国の産業多角化の主翼を担うセクターとして注目されている。

しかし、遊牧民が多いものの都市周辺部への家畜集中、飼養頭数増加による過放牧、草地荒廃、寒雪害（ゾド）の被害、および口蹄疫等の伝染病の蔓延等への対策が不十分であることが畜産セクターの課題となっている。また、農業セクターにおいては国の政策により作付面積と収穫量は増加し国内自給率は向上しつつあるが、寒冷期の安定的な生産／供給体制の構築、輸入野菜に対する検査体制の整備等が不十分であることが課題となっている。加工/流通についても、加工技術レベルの低さ、コールドチェーンを含む物流網の未整備、国際基準を満たす品質と衛生管理の未実施等が障害となり、未だ十分な競争力を発揮できていない。

そこで、食糧・農牧業・軽工業省（Ministry of Food, Agriculture, and Light Industry : MOFALI）、および国家開発庁（National Development Agency : NDA）の両省庁連携のもと、地域特性（気候、生産基盤、および市場へのアクセス等）の要素を勘案した上で、戦略的な農牧業バリューチェーン（Value Chain : VC）振興のためのマスタープラン（Master Plan : MP）策定のための協力を我が国に要請した。

要請を受け、当機構は、2019年2月～6月に詳細計画策定調査団を派遣し、大蔵省、MOFALI、およびNDAとの間で協議議事録（Record of Discussions: R/D）の署名を行った。

本事業は輸入代替、および輸出促進を含む農牧業VCの振興に係るマスタープラン策定を目指しており、これらモンゴル国家政策に合致するものである。また、本事業にて策定されるマスタープラン、およびそれを達成するためのアクションプラン（Action Plan : AP）は、主にNDAが策定予定の開発政策計画法に基づき、NDAが策定を進めている地域開発政策関連のプログラム、およびMOFALIが策定し実施する農牧業セクターにおける各種プログラムに反映される予定である。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) 事業の目的

本事業にて策定したマスタープラン、およびアクションプランが、地域開発政策および農牧業に係る国家プログラムに反映される。

#### (2) 成果

- 1) パイロット事業の結果、および教訓導出
- 2) 実施機関／協力機関の農牧業VC振興支援能力の向上
- 3) モンゴル農牧業VCのマスタープラン、およびアクションプランの策定

#### (3) 対象地域

モンゴル国全域

（但し、パイロット事業はウランバートル市および選定した県にて実施）

#### (4) 関係官庁・機関

食糧・農牧業・軽工業省（MOFALI）、国家開発庁（NDA）、大蔵省、事業にて選定されるモンゴル業界団体（例：乳、肉、皮革、獣毛、養蜂、食品加工等）、および日本とモンゴルの民間企業（上記業界団来例に準ずる）

#### (5) 本事業に関連するモンゴルにおけるわが国の主な協力

- 1) 農牧業セクターにかかる情報収集・確認調査
- 2) 開発政策・公共投資にかかる基礎情報収集・確認調査
- 3) 地域総合開発にかかる情報収集・確認調査

- 4) ビジネス環境改善に係る情報収集・確認調査
- 5) 獣医・畜産分野人材育成能力強化プロジェクト
- 6) 家畜原虫病の疫学調査と社会実装可能な診断法の開発プロジェクト
- 7) 堆肥発酵促進剤を活用した耕畜連携の案件化調査（民間連携事業）
- 8) アイスシェルダーを用いた農畜産物低温貯蔵システムに関する基礎調査（民間連携事業）
- 9) ラセッターなめし技法を活用したレザーのブランド化に関する基礎調査（民間連携事業）
- 10) 新ブランド作物（玉ねぎ）による農家の収入向上ーフードバリューチェーンの構築ー（草の根技術事業パートナー型）
- 11) 地方での生計維持を目指した養蜂振興プロジェクト（草の根技術事業パートナー型）
- 12) 北海道滝川市発 地方農民の収入向上を目指したアグリビジネス振興プロジェクト（地域活性化特別枠）

### 3. 業務の目的

本業務の目的は、モンゴル政府が地域開発政策および農牧業に係る国家プログラムに反映し活用するために、モンゴルにおいて農牧業VCに係るパイロット事業実施と教訓導出、実施機関／協力機関の農牧業VC振興支援能力の向上、および実効性のある農牧業VCのMPとAPを策定することである。

### 4. 業務の範囲

本業務は、2019年9月26日に当機構がモンゴル大蔵省、NDA、およびMOFALIと締結したR/Dに基づき実施されるものであり、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す業務を実施し、「7. 報告書等」に示す報告書等を作成するモノである。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### (1) 事業の柔軟性の確保

カウンターパートの能力強化を目的とする技術協力プロジェクト（開発調査型技プロ含む）では、カウンターパート（CP）のパフォーマンスや事業を取り巻く環境の変化によって、事業の活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、本業務実施契約の業務従事者は、事業全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じ事業の方向性について、適時適切に当機構に提言を行うことが求められる。当機構は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方CPとの合意文書の変更、契約の変更等）を取ることとする。

#### (2) 事業の運営体制

本事業の運営体制は、NDA（農牧業分野を含む国家全体の開発政策/計画立案をつかさどる責任官庁）およびMOFALI（農畜産物生産、流通、食品と軽工業を含む加工、並びに販売までを含む農牧業分野の責任官庁）をCPとして、モンゴル農牧業VCに関わるステークホルダー（モンゴル国内の農牧業分野の業界団体と関連研究/検査機関、モンゴル国内外の民間企業、および他ドナー）を巻き込んだ事業の運営体制の構築を想定している。具体的には、1)合同調整委員会（Joint Coordination Committee : JCC）の下、モンゴル側CPのNDAとMOFALIの幹部で構成された2)プロジェクト運営委員会（Project Steering Committee : PSC）、実際に事業をハンドリングする3)プロジェクト実施ユニット（Project Implementation Unit : PIU）、およびステークホルダーをメンバーとしPIUがけん引する4)農牧業マーケティングプラットフォーム（Agriculture Marketing Platform : AMP）にて運営される。実際の活動はPIUとAMPが本業務実施契約の業務従事者と共に、情報交換会や製品展示会による市場ニーズ分析、生産者／流通業者／加工業者／販売者間のビジネスマッチングの推進、パイロット活動を含む事業の実施を行う事となる。

本事業は、市場需要に基づいた農畜産物の生産/流通/加工/販売/消費というVC関係者全てへの便益共有の枠組みづくりを通じ、具体的なVC形成検討のためのパイロット事業の実施と同事業の経験/教訓の分析、今後モンゴル側がVC振興のため取り組むべき政策・計画策定を取りまとめたMP/APの作成、およびこれら活動等を行う過程における関係者らへの能力強化を目的と

している。特に、CPであるNDAとMOFALIの協調したイニシアチブが不可欠であり、本業務実施契約の業務従事者は、特にNDAとMOFALI職員で構成されるPIU、およびAMPメンバーと協調しながら活動を促す。

### (3) CPのオーナーシップの確保

技術協力プロジェクトにおいては、業務実施のプロセスにおいていかにCPの能力を向上させるかが最も重要である。本業務実施契約の業務従事者は、相手国側関係機関のオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれらを活用していくことができるようにしていくプロセスについて十分意識・工夫するものとする。また、日常的な業務の実施に当たっては、日本側専門家内のみで業務を実施するのではなく、モンゴル側CPと密接に協働して事業活動を進めていくことを基本として、双方が参加する定期的な事業進捗管理の場（PIU、およびAMPミーティング）を設けることとする。

### (4) モンゴル側CPおよびステークホルダーとの綿密なコミュニケーションの確保

本業務に対するモンゴル側の期待は極めて大きく、調査中に本指示書に明記されていない様々なアイデア/依頼が出されることも予想されることから、モンゴル側とは日々のコミュニケーションを良好に保ち、常に調整を図ると同時に、機構との連絡/相談を密にしながら業務を進めること。

モンゴル側CP等のアイデア/依頼等については、高い合理性、必要性が認められる場合は、機構として遅延なく検討し、必要に応じて処置（先方実施機関との合意文章の変更、契約の変更等）を取るものとする。

この趣旨を踏まえ、本業務実施契約の業務従事者は事業全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じ事業の方向性について、適宜、機構に提言を行う事が求められる。

### (5) モンゴル側への技術移転

CP機関としては、NDAとMOFALIが主要な役割を果たすことが期待される。しかしながら、両省庁は事務的な能力は有すると思われるが、VC振興に関わる技術（知見含む）は必ずしも十分ではない。このため、市場需要に基づいた農畜産物の生産/流通/加工/販売/消費というVC関係者への便益共有の枠組みづくり、パイロット事業の実施と同事業の経験/教訓の分析、およびMP/APの作成を通じ、VC振興に係る基本的な知見・技術の移転が図られるよう留意する。

### (6) 他ドナーとの関係

モンゴル農牧業分野では、国連農業食糧機関(FAO)、アジア開発銀行 (ADB)、ヨーロッパ連合 (EU)、世界銀行 (WB)、スイス開発協力庁 (SDC) 等が生産、流通、加工、および販売について支援を行っており、これらドナーとの情報共有、並びに活動連携がCPからも期待されている。本業務は農牧業VC振興に係るMPとAP策定が成果の一つとして求められることから、上記他ドナーのAMPへの参加促進や適宜情報共通を図りつつ進めていくことが求められる。

### (7) 他 JICA プロジェクトとの関係

モンゴル農牧業分野では、他にもJICAプロジェクトが実施中／実施予定であり、これら関係者との情報共有および相乗効果を得るため、積極的に連携を図ることが求められる。

例) 獣医・畜産分野人材育成能力強化プロジェクト、公務員獣医師及び民間獣医師実践能力強化プロジェクト、結核と鼻疽の制圧プロジェクト (SATREPS)、遊牧民伝承に基づくモンゴル草原植物資源の有効活用システムの開発 (SATREPS)、その他 各種草の根技術協力事業、および中小企業海外展開支援事業等

### (8) 環境・ジェンダー・貧困

業務従事者は本業務を実施するにあたり、環境や生態系に対する配慮、女性の参画を促すジェンダー視点、貧困削減などについても考慮することが求められる。

### (9) 契約の分割

本業務については、以下の2つの契約期間に分けて実施することを計画している。

- ・ 第1期：2020年2月下旬～2022年2月中旬（24ヶ月）

- ・ 第2期：2022年2月下旬～2023年2月中旬（12ヶ月）

このため、第1期の契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等について当機構が指示を行い、契約交渉を経て契約を締結することとする。契約期間分けについては、上記記述に拘らず適切と考える期間があれば、その理由を付してプロポーザルにて提案することを認める。

(10) モンゴル政府の政治カレンダーに留意したスケジュール作り

本事業により提言されるMP/APは、タイムリーにモンゴル開発政策と計画に反映させる必要があることから、以下のスケジュールに留意する事。

- ・ 2020年5月末：MPの第1ドラフト（目次（案）、またはコンセプト） ×切  
2020年6月にモンゴル国内で総選挙があり、不確定要素が多いもののNDA説明によると2020年6月中旬に最終化されるRegional Development Policy：（RDP）visionにMPのコンセプトを反映させる必要がある。従って、MPの第1ドラフト（目次（案）、またはコンセプト）については、2020年5月末までに作成すること。
- ・ 2021年3月末：MP（第2ドラフト）およびAP（第1ドラフト／コンセプト） ×切  
2020年8-9月に選挙を経て新しい政権が組閣し、新政権の体制が整う12月頃にAction Program策定のworking groupができ、2021年6月頃にはMPとAPを反映させたAction Programの承認を得るというスケジュールが想定される。従って、MP（第2ドラフト）およびAP（第1ドラフト／コンセプト）は2021年3月末までに作成すること。
- ・ 2022年8月下旬：ドラフト・ファイナルレポート ×切（第2期の業務）  
次の第2期業務となるが、パイロット事業のトライアンドエラーの結果および教訓を反映したMPとAP（＝ファイナルレポート）の最終化を行う
- ・ 2022年11月下旬：ファイナルレポート ×切（第2期の業務）

## 6. 業務の内容

各契約期間における業務内容は、以下を想定している。「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえながら、本事業の成果達成に向けた活動を実施する。業務の方法や活動の詳細については、プロポーザルにおいて提案すること。

### 【事業全体を通じての業務内容】

(1) 業務計画の作成・協議

本業務実施契約の業務従事者は、共通仕様書に基づき業務計画書（和文）を作成し、各契約期間の契約日から起算して10営業日以内に当機構に提出し、承諾を得る。

(2) 事前準備（国内作業）およびインセプションレポートの説明・協議

1) 関連資料/情報の収集/分析等

当機構提供の資料含む既存の関連資料/情報、データ、を整理、分析、および検討すると共に、詳細な調査内容、並びにスケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料/情報、データをリストアップする。

2) インセプションレポートの作成

上記の結果を取りまとめてインセプションレポート（案）を作成する。当機構に対しインセプションレポート（案）を説明し、必要に応じて加筆修正を行う。

3) インセプションレポートの説明/協議等

インセプションレポートを実施機関に説明/協議し、基本的了解を得る。また、RDで確認されている先方実施機関政府との責任の分担関係について確認を行う。必要に応じ、CPを一堂に集めたワークショップ等を開催する。

(3) JCC ミーティングの実施

本事業開始時、及びそれ以降 半年毎にモンゴル側CP主催でJCCを実施するが、その際、必要に応じて業務従事者チームは技術面から開催支援を行う。

(4) パイロット事業の選定と実施

本事業では全体実施期間を通じてモンゴル農牧業VCに関わる20件程度のパイロット事業実施を計画している（件数はあくまで想定）。具体的には、モンゴル農畜産物の生産、流通、製造加工、販売に係る既存のビジネスおよび活動をモンゴル側CPと共にパイロット事業として選定し、本事業にて技術、人材、資機材、ビジネス展開の機会、および知見などを提供／支援する。最終的にはこれらパイロット事業の成功および失敗要因などを教訓として抽出し反映することで、より実効性のあるMPとAPとする。

尚、パイロット事業の数、内容、期間、支援内容、投入する資機材等については、詳細計画策定調査にて作成した調査団の候補リストを基に、モンゴル側CPでリストアップする候補を含めて事業開始後にモンゴルCP、本業務実施契約の業務従事者、および当機構間で協議の上決定する。

(5) 本邦研修

本事業の効果的な実施のために、実施期間中に3回本邦研修実施を想定している。モンゴルCPおよびAMPメンバーを対象とし、日本における官民連携での農畜産物輸出アプローチ（例：牛豚鶏肉、卵、牛乳/乳製品）に係る知見と技術の習得、国際展示会、農畜産物の品評会、各種料理イベント（例：B-1グランプリ）など各種関係者のインセンティブを引き出す取り組み事例への参加から、モンゴル国内および国外市場をターゲットとしたモンゴル農畜産物の品質改善と付加価値の創出に係る仕組み構築を目指す。尚、詳細な計画は、活動開始後にCP及び当機構農村開発部と検討して決定する。

本邦研修実施にあたり、本業務実施契約の業務従事者はCPおよびJICA（モンゴル事務所及び本部）と相談のうえ、研修計画の策定、研修受入先の打診・調整、候補者の人選支援等を行う。実施に当たっては、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月）」に従って「実施業務」を行うこととする。想定される本邦研修の内容について、プロポーザルで提案すること。なお、経費については本見積とする。

想定（案）
【実施人数】 CP 5名＋補助員2名（契約の業務従事者、プロジェクトアシスタント）
【日程】 7日間

(6) 第三国研修

本事業で対象としている農畜産物のひとつであるモンゴル羊と山羊肉について、ベトナム/ラオス、或いは中東諸国向け輸出が一定量民間ベースであることから、本事業実施期間中に2回第三国研修（ベトナム）の実施を想定している。モンゴルCPおよびAMPメンバーを対象とし、ベトナム市場を対象とした食肉およびその他モンゴル製農畜産物の輸出促進をモンゴル官民連携で行うことで、モンゴル農畜産物の品質改善と付加価値創出に係る仕組み構築を目指す。詳細な計画は、活動開始後にCP及び当機構農村開発部と検討して決定する。なお、経費については本見積とするが、以下の金額を定額として計上すること。

計上定額：200万円×2回 = 400万円
想定（案）
【実施人数】 CP 5名＋補助員2名（契約の業務従事者、プロジェクトアシスタント）
【内訳】 ・航空費：10万円×7名 = 70万円
・滞在費（宿泊と日当）：1.5万円×7名×7日間 = 73.5万円
・現地活動費（必要に応じ現地再委託費含む） = 56.5万円

(7) 調査用資機材

本事業期間中に実施するパイロット事業（モンゴル農畜産物の生産、流通、加工、販売に係るビジネスおよび活動支援事業）については、事業開始後にモンゴル側CP、本業務実施契約の業務従事者、および当機構間で協議の上決定する。したがって、その数、内容等については現時点では明確になっておらず、パイロット事業に必要な調査用資機材についても明確になっていない。そこで、費用については本見積もりには加えない。

但し、本業務実施契約の業務従事者は、パイロット事業の選定に際し、モンゴル側CPお

よびパイロット事業対象組織（企業）と共に投入する調査用資機材の選定を行い、選定後に変更契約を行い調達作業と費用をコンサルタント業務/契約に内包化すると共に調達を当機構と共に行う。資機材の調達に関しては、本業務実施契約の業務従事者は現地の状況や先方の維持管理体制等を十分に把握の上、当機構に対し、適時適切に報告・相談を行うこと。

尚、詳細計画作成調査時にリスト化したパイロット事業候補から、現在想定している調査資機材の案は、以下のとおりである。

- 1) 乳・乳製品製造/流通に関わる資機材（100～2,000 リットル程度のバルククーラー、集乳用のバイク/車両等）
- 2) 生肉保管用の冷凍コンテナ、品質/安全性確保のための検査用資機材等
- 3) 獣皮なめし用の木製樽、獣毛処理用の資機材、皮革サンプル製造用の原材料等
- 4) 温室用の建設資材/温室の管理機材等
- 5) 農作物加工用の資機材等

## (8) 広報

業務実施に当たっては、本事業の意義、活動内容とその成果について、特にモンゴル及び日本の国民各層に正しく理解されるよう、効果的な広報に努めること。日本・モンゴル両国のメディアへの情報提供等を通じ、積極的な情報発信を行うと共に、啓発活動等のコンテンツをモンゴル国内の一般的なメディアやソーシャルメディア、Youtube等を通じて発信すること。加えて、本事業の活動の進捗及び成果について、当機構のWebサイト上に設置するプロジェクトホームページに原稿を提供するほか、本事業実施の様子や関連の写真、ニュースレターを掲載すること。

### 【各成果に係る業務内容】

第1期：2020年2月下旬～2022年2月中旬

#### (1) 活動および調査項目

本事業では、パイロット事業の実施を通して得た教訓を反映しモンゴル農牧業VCのMPと、それを実施するためのAPを報告書として作成する。尚、MPおよびAPの策定に必要な調査・検討項目は以下を想定しているが、調査項目についてより適切と考える項目があれば、その理由を付してプロポーザルにて提案することを認める。

- 1) 農牧業振興における政策、行政体制、プログラム、省/県予算、既存社会制度、土地利用状況、課題および対策の検討。
- 2) 農牧業振興における気候、土地等自然条件上の利点の活用法および不利な点の改善方法の検討
- 3) 農牧業振興における既存インフラ施設（圃場・農道・灌漑・流通網・加工施設・防災等）の現況と課題、改善策の検討
- 4) 農牧業振興における既存農畜産品の優位性、その他未利用の農畜産物の利用可能性の検討
- 5) 農牧業振興における個別生産者と法人の現況と課題、並びに需要に見合った生産規模を達成するための生産者の組織化等についての検討
- 6) ターゲットとなりうる市場（国内および海外市場）のニーズ確認
  - ① 所得別階層の農産物の消費状況・傾向と将来予想
  - ② 農畜産品の現在および将来のニーズ（モンゴル、ならびターゲット国（例：日本、中国、韓国、ロシア、ベトナム、ラオス、中東等、モンゴル農畜産品対象になる可能性のある地域）における品目毎の a.生産量、b.販売量、c.輸出入量、d.消費者動向）
- 7) 農畜産品の生産者（個別、グループ、および法人）、流通者、加工者、販売者への各種公的支援状況・改善案の検討
- 8) 農畜産品生産者、流通者、加工者、販売者のビジネス上の課題把握と、市場のニーズを基盤としたビジネスに基づく日常の取引、商業活動、生産等を振興するための方策の検討
- 9) パイロット事業教訓を活用した MP/AP 策定

MP/AP策定については、1～8)の調査実施を通じた関係者への聞き取りや資料収集のみにならず、下記の事項をパイロット事業として実施し、そのトライアンドエラーの結果から、より実現可能性の高いMPおよびAPを作成すること。

- 10) 農牧業バリューチェーン情報連結と発信に係る基盤整備活動
- 10-1) プロジェクト運営委員会 (PSC)、プロジェクト実施ユニット (PIU)、農牧業マーケティングプラットフォーム (AMP) メンバーを確認し、不足があれば適宜補強する。
- 10-2) 農畜産物／加工品に係る国内／国外市場ニーズ、輸出入、加工製造、流通、生産、生産者グループ、民間企業に係る情報について MOFALI、NDA 等が所有するデータを確認し不足分を収集・分析する。
- 10-3) 国内外の投資を呼び込むために上記 1-2) のデータを整理し、NDA および MOFALI の HP を活用し一般公開する。
- 10-4) 農畜産物の品種改良、加工品開発、メニュー開発、ICT 含む各種実用技術の開発機会の提供を目的として、モンゴル国内で日本関係者含む産官学連携(クラスター化) および農商工連携を促進する交流会などのイベントを開催する。
- 10-5) 物産展および商談会などビジネスマッチングを図るイベントをモンゴル国内で開催する。
- 10-6) 味覚コンペ、および消費者向けイベントなど農畜産品とその加工品販売促進(広報) イベントをモンゴル国内で開催する (VC に関わる関係者の意識調査も含む)。
- 10-7) 日本や第三国研修で開催される物産展、および展示会にモンゴル農牧業 VC 関係者と共に参加する。
- 10-8) ソーシャルメディア (例: フェイスブックなど SNS 活用やネット) やホームページ活用 (各業界団体／組織の HP を統合) による生産者と購買者 (消費者含む) との橋渡し等による市場振興活動を試行する。
- 10-9) 上記 10-1) ～ 10-8) でえられた情報と経験を基に、AMP が継続して活動するため「AMP の役割」、「活動計画」、「人員配置計画」、「予算措置」等を文書として取りまとめ、モンゴル国内で承認されるように申請する。
- 11) パイロット活動実施に関する活動
- 11-1) 上記 10-1) ～ 10-8) でえられた情報を含め、経営状況が良好で農産品および加工品の取り扱いに意欲がある「販売者」をパイロット事業の担い手として選抜する。
- 11-2) 農畜産品およびその加工品に関する市場ニーズ (品質、取扱量、取扱時期、販売方法、販売先のターゲット) を担い手として確認する。
- 11-3) 農畜産品および加工品の生産／加工を担える「生産者」と「加工者」を選抜する。
- 11-4) 対象農畜産品および加工品の流通を担える「流通者」を担い手として選抜する。
- 11-5) 上記 11-1) ～ 11-4) で選抜した担い手の農牧業 VC 事業をパイロット事業とし、必要な支援案および実施計画を立案する。
- ※ 支援案としては、生産／流通／加工／ICT／安全性などの技術支援、人材育成、および財務融資含む経営支援などを想定。
- 11-6) 立案した支援案と実施計画を基に、調査資機材を投入しつつパイロット事業を試行する。

#### 第2期：2022年2月下旬～2023年2月中旬

- (1) 第1期から実施中のパイロット事業を継続する。
- (2) 各パイロット事業の実施プロセス、成功要因、および問題点／問題を惹起した要因を分析する。
- (3) 上記 (2) の分析結果を第1期に作成したMP (第2ドラフト) およびAP (第1ドラフト／コンセプト) に反映し、MPとAPのドラフト・ファイナルレポートの作成を行う。
- (4) CP、AMPメンバー、および当機構に対してドラフト・ファイナルレポートの説明を行い (セミナー等にて) 意見を収集する。また、APを実施するため、PSC、PIU、およびAMPの役割を見直し改訂も併せて行う。
- (5) PSC、PIU、およびAMPがAPを実施するための予算と人員措置を取るようMOFALIに促す。
- (6) 上記 (2) と (3) を踏まえドラフト・ファイナルレポートを修正し、CPおよび当機構の確認を経たファイナルレポートを当機構に提出する。

## 7. 報告書等

### (1) 調査報告書等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。尚、本契約における報告書は、ファイナルレポートとする。

期	レポート名	提出時期	部数
第1期	インセプションレポート (第1期)	契約締結後半月以内	和文：5部 英文：10部
	プロジェクト事業中間報告書	調査開始後12ヶ月を目安	和文：3部 英文：10部
	プロジェクト業務完了報告書(第1期)	第1期契約終了時 2022年1月19日〆切	和文：3部 英文：10部
第2期	インセプションレポート (第2期)	契約締結後半月以内	和文：5部 英文：10部
	ドラフト・ファイナルレポート	第2期契約終了4ヶ月前 2022年10月下旬〆切	和文：5部 英文：10部
	ファイナルレポート	第2期契約終了1ヶ月前 2022年12月下旬〆切	和文：5部 英文：10部 CD-R：1枚

ファイナルレポートについては製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は、当機構と本業務実施契約の業務従事者で協議、確認する。

### (2) 技術協力作成資料等

業務を通じて作成された以下の資料を入手の上、業務完了報告書に英訳を添付して提出することとする。

- 1) 事業の活動を通して作成した基準、マニュアル、およびチェックシート

### (3) コンサルタント業務従事月報

本業務実施契約の業務従事者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、当機構に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、当機構に報告するものとする。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2) 活動に関する写真
- 3) Work Breakdown Structure : WBS
- 4) 業務フローチャート

## 第4 業務実施上の条件

### 1. 業務工程

本件に係る業務工程は、2020年1月に開始し、以下の2つの期間に分けて実施することにより、約36ヶ月後の終了を目処とする。

- (1) 第1期：2020年2月下旬～2022年2月中旬（24ヶ月）
- (2) 第2期：2022年2月下旬～2023年2月中旬（12ヶ月）

### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

#### (1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

- 第1期 約40M/M  
(全体) 約60M/M

#### (2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、業務内容を考慮の上、これとは異なる適切な専門家の配置案があれば、理由を付してプロポーザルにて提案すること。

- 1) 業務主任者／制度開発（2号）
- 2) 農業開発（3号）
- 3) 畜産開発（3号）
- 4) 市場／流通
- 5) ビジネス振興

### 3. 相手国の便宜供与

- (1) CPの配置
- (2) 事務所スペースの提供

### 4. 配布資料および閲覧資料

本業務に関する以下の資料の配布／閲覧方法をお知らせします。JICA農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム（TEL:03-5226-8446）にご連絡ください。

#### 【配布資料】

- ・詳細計画策定調査報告書
- ・事業事前評価表

#### 【閲覧資料】

- ・同調査収集資料

### 5. パイロット事業（案）、および調査用資機材（案）

モンゴル農牧業VC振興に係るパイロット事業、および調査用資機材について、アイデアがある場合には案としてプロポーザルの中で提案すること。ただし、パイロット事業の内容や必要資機材の仕様や経費は、案件開始半年頃を目途に決定することを想定しており、それに応じた契約変更を行うため見積もりには計上しない。なお、2020年6月にはモンゴル総選挙が予定されていることから不確定要素が多く、契約変更の時期は現地情勢に応じながら柔軟な対応を求められる可能性がある。

### 6. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有するモンゴル国及び第三国の機関・コンサルタント・NGO・民間企業等に再委託して実施することを認める。

- (1) 三国研修の実施運営監理
- (2) 各種展示会、イベント開催の実施運営監理

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」（2017年4月）に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・報告書の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。尚、見積もりについては、本見積とすがるが、定額を計上すること（P16参照）。

## 7. その他留意事項

### (1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

### (2) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAモンゴル事務所、および在モンゴル日本大使館などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録してください。

### (3) 不正腐敗対策

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

### (4) 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

### (5) 特殊備人費の活用

本事業の円滑な実施を目的とし、モンゴル側CPとのコミュニケーション、各種調査活動の補助、事業内容の広報等のための現地における特殊備上を推奨します。備上を提案する場合は、プロポーザルにおいて本見積として計上すること。

以上